

Ⅲ 奈良県のこども・子育てに関する課題

1. こども、県民が直面する困りごととその要因

これまでは、県の部局ごとに問題を把握し、こども・子育てに関する施策をそれぞれに実施してきましたが、これからは、「こども、県民が直面する課題や困りごと」から施策を考えることが重要になります。こども（C）、親（P）、こども・親をとりまく様々な環境（S）の3つの観点で分類し、課題を整理します。その手法については次のとおりです。

1. 様々な相談を受けるなかで、課題や困りごとを把握

- ・ 県民アンケート、各種調査
- ・ 県の機関（こども家庭相談センター、福祉事務所、しごとiセンターなど）
- ・ 市町村、各種団体、関係者との意見交換 など

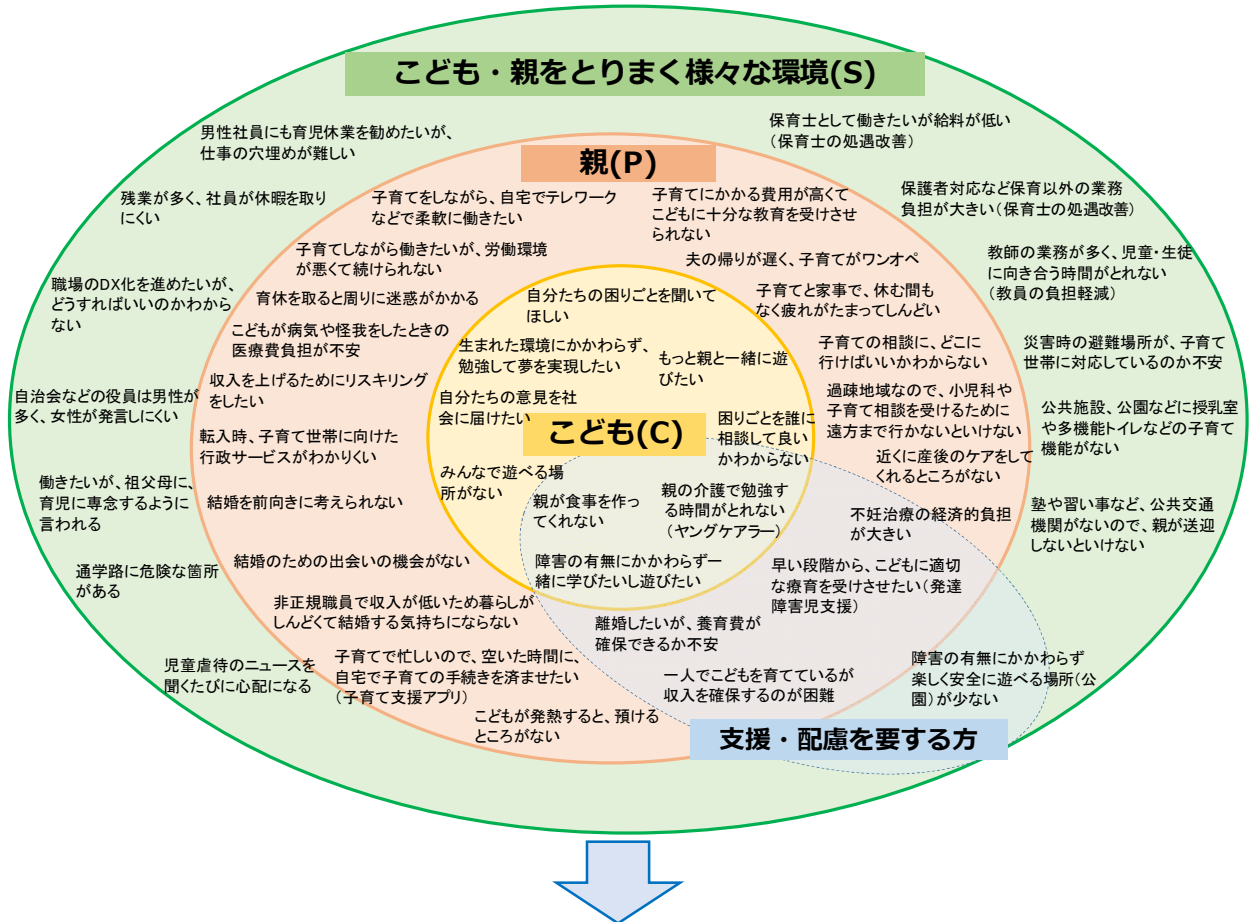


2. 把握した課題や困りごとについて、「こども」を中心に以下の3区分に分類し整理

C hild（こども）

P arent（親）

S urroundings（こども・親をとりまく様々な環境）



様々な困りごとを、こども（C）、親（P）、こども・親をとりまく様々な環境（S）に分類し、課題を整理しながら、部局横断的に解決策を検討

2. 克服すべき課題

様々な課題や困りごとの要因を分析し、「克服すべき課題」を類型化しました。

(1) こどもの視点に関すること

- ・こどもが困りごとを伝える仕組みが不十分

こども基本法における、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会活動に接する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。

本県においても、令和4年4月に施行した「奈良っ子はぐくみ条例」第12条にて、「県は、子どもの意見が年齢及び発達に応じて尊重されるよう、その表明の機会を確保するとともに、子どもの権利及び利益の尊重に関する啓発その他必要な施策を講ずるものとする。」と定めており、こども・若者の視点に立った施策の立案と推進が重要です。

(2) 社会全体の意識に関すること

- ・子育てに対する不公平感が強い
- ・固定的性別役割分担意識が根強い
- ・施設や公園などの建物や設備、遊具が、障害に配慮した、こどもや子育て世帯を含めた誰もが使いやすいものになっていない
- ・親のこどもと関わる意識が低い

奈良県は固定的性別役割分担意識が全国的にみても根強く、母親に子育ての負担が大きくかかっています。また、社会全体でこどもや子育てを見守り、支える意識が希薄になっています。このような社会全体の意識・構造を変えることが重要です。

(3) 所得に関すること

- ・子育てにかかる経済的な負担が大きい
- ・塾や習い事にかかる経費が高い
- ・親の所得が不十分
- ・若者の所得が不十分

若者や子育て世帯の所得が低いことによる結婚や子育てに対する経済的な課題があり、賃金の上昇や雇用の安定を図る取組が必要です。特に、若者に対する所得の向上に向けた支援が重要です。

(4) 職場環境に関すること

- ・子育てに対する職場の理解が不十分
- ・企業の働き方改革が進まない
- ・企業でテレワークの導入等が進まない

- ・リスクリング、再就職の支援が不十分
- ・身近（県内）に働く場所が少ない

職場環境についての課題があります。女性が出産を経ても活躍できる職場環境づくりや、男性が育児休業を取得し、家事・育児を主体的に実施することは、結婚や子育てに対する負担感の軽減につながると考えられ、男女ともに仕事と子育てを両立できる職場づくりが重要です。

（５）ライフステージに応じた支援に関すること

- ・いつでも気軽に乳幼児を預けられる場所がない
- ・こどもに便利な公共交通の運行など移動手段に対する支援が不十分
- ・障害のあるこどもへの関わり方について学びを深める研修などの知る機会が不足
- ・身近に、親子で、いつでも気軽に相談や交流ができる場所・人・仕組みとその情報がない
- ・子育て世帯への支援のデジタル化が進んでいない
- ・こどもに対する、様々な課題や支援に関する周知、啓発が不十分
- ・気軽に出会いや結婚に対する支援をしてくれるサービスがない

結婚、妊娠、出産、子育てなどのライフステージにおける様々な課題があります。ライフステージに応じて切れ目なく支援が受けられる仕組みづくりが重要です。

（６）困難な状況にあるこども・子育て世帯に関すること

- ・親のこどもと関わる意識が低い
- ・児童虐待やヤングケアラー等困難な状況にあるこどもの早期発見と支援が必要
- ・児童相談所等の相談機関の体制が不十分
- ・身近に、親子で、いつでも気軽に相談や交流ができる場所・人・仕組みとその情報がない
- ・養育費を確保できるよう離婚にかかる手続きを支援する仕組みが不十分

困難な状況にあるこどもや子育て世帯を適切に支援につなげることが課題です。こども、親の誰もが、困りごとを相談でき、支援につなげられる相談体制や支援の充実が重要です。

（７）教育・保育等の体制整備に関すること

- ・教育の質の向上、保育における質の向上
- ・保育士の処遇改善、保育・教育の現場の業務改善
- ・部活動の指導者不足・人数の減少による部活動の減少
- ・保育園で医療的ケア児を受け入れてもらえない場合がある
- ・障害のあるこどもへの関わり方について学びを深める研修などの知る機会が不足
- ・いつでも気軽に乳幼児を預けられる場所がない
- ・こどもや子育て世帯に便利な公共交通やスクールバスの運行が不十分
- ・気軽に利用できる家事・育児の支援サービスが不足している

教育、保育、子育て支援サービス等に対する課題があります。こどもが学びや、遊びを通じて健やかに成長し、また、子育て世帯の負担感を軽減させられる教育、保育等の体制整備が重要です。

(8) 保健・医療の提供体制に関すること

- ・ 子どもや妊婦が身近に受診（利用）できる医療・保健サービスが不十分
- ・ 近くに産後ケアを受けられる事業所がない
- ・ 病児保育・病後児保育が不足
- ・ 不妊治療にかかる経済的な負担が大きい
- ・ 子どもが病気や怪我をしたときにすぐに受診できるか不安
- ・ （過疎地域在住世帯に対する）医療サービスが不足
- ・ 医療従事者等の必要な専門職種の不足

保健医療に関する課題があります。居住地に関わらず、妊娠、出産、子ども、子育てを支える保健医療提供体制の充実が重要です。

(9) まちづくりに関すること

- ・ 施設や公園などの建物や設備、遊具が、障害に配慮した、子どもや子育て世帯を含めた誰もが使いやすいものになっていない
- ・ 授乳室、休憩スペースなどの子育て世帯に必要な設備、機能が整備されていない
- ・ 子育てに適した住宅に住めない

子育て環境に関する課題があります。障害の有無に関わらず、子どもがのびのびと遊ぶことができ、また、授乳、おむつ交換などの場所を気にすることなく、子育て世帯が外出し、楽しむことができるインクルーシブなまちづくりが重要です。